

イ) 保育コンシェルジュ*

〔現状と課題の整理〕

子どもや子育てに対する支援制度が多様になる中で、子育て中の保護者は発信されている情報をもとに、自分に必要なサービスを自ら選択しなければならないことから、子育てに対する負担の原因になっていると考えられます。

子どもと子育てに対するサービスを提供する上では、子育て中の保護者がそれぞれのニーズにあったサービスを選択できるように、適切な情報発信と利用者一人ひとりにあった支援を行っていく必要があります。

今後の方向性

- 子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、行政支援や多様な教育・保育施設、地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。



用語解説

【保育コンシェルジュ】
保育サービスに関する専門相談員の総称。保育を希望する保護者の相談に応じ、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターなどの保育資源・保育サービスについて情報提供を行い、利用者の支援を行う者。



子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定めます。

近年の市町合併によって市域が広がっていますが、西九州自動車道の整備等によって、円滑に市内を移動できるため、本計画においては、市全域を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供することができます。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

〔子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係〕

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3-5歳 幼児期の学校教育を受ける子ども（第19条第1項第1号に該当:教育標準時間認定）
- 3-5歳 保育の必要性のある子ども（第19条第1項第2号に該当:満3歳以上・保育認定）
- 0-2歳 保育の必要性のある子ども（第19条第1項第3号に該当:満3歳未満・保育認定）

(1) 量の見込みの算出方法

- イ) 児童数の推計については、平成22年度から平成25年度までの4年間平均の人口動態をもとに推計しました。なお、より実態に近い児童数を推計するため、「住民基本台帳」の人口（児童数）をもとにしました。
- ロ) 本計画策定のために実施した「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」の結果を使用しました。
- ハ) 上記イ、ロをもとに、国が示した算出方法に基づき、教育・保育の量の見込みを算出しました。なお、「0歳児保育」の量の見込みについて、次のとおり補正を行いました。
 - ・「0歳児保育」のニーズ量については、国の通知による育児休業の取得率等を考慮し、年間を通じた平均的な値となるよう補正しました。

(2)量の見込みと確保方策

〔教育・保育の量の見込み〕

(1号・2号・3号認定の見込み数【単位:人】)

	現状	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号(0歳児)	707	740	740	730	720	710
3号(1・2歳児)	2,310	2,592	2,558	2,532	2,496	2,466
2号(教育)	580	1,223	1,212	1,193	1,188	1,170
2号(保育)	3,242	3,345	3,320	3,267	3,248	3,197
1号(教育)	2,981	2,350	2,331	2,296	2,281	2,247
合計	9,820	10,250	10,161	10,018	9,933	9,790

〔確保方策の方向性〕

- ・「2号認定(教育)」の供給確保方策については、現状からの検証等を踏まえた年間の平均的な値となるよう、1号認定と2号認定に区分して設定しました。
- ・教育・保育ニーズの需給については、既存施設において一定のバランスが取れていると考えられます。

【量の見込及び確保方策：中位推計&補正後】

		平成27年度 10,250人			平成28年度 10,161人			平成29年度 10,018人			平成30年度 9,933人			平成31年度 9,790人		
		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定		1号認定	2号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外
量の見込		2,350	4,568	3,332	2,331	4,532	3,298	2,296	4,460	3,262	2,281	4,436	3,216	2,247	4,367	3,176
			734	3,834		727	3,805		716	3,744		713	3,723		702	3,665
確保方策	特定教育 保育施設	2,358	3,671	3,140	2,332	3,642	3,106	2,286	3,581	3,070	2,268	3,560	3,024	2,223	3,502	2,984
	特定地域型 保育事業	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80
	確認を 受けない 幼稚園	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0	724	0	0
	認可外 保育施設	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112	0	159	112
合計(再掲)		3,084	3,834	3,332	3,058	3,805	3,298	3,012	3,744	3,262	2,994	3,723	3,216	2,949	3,665	3,176

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

〔子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係〕

(1)量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の結果」、「国が示した算出方法」に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

なお、前述以外の方法による場合は、算出方法を個別に記載します。

(2)量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

〔事業内容〕

- ◎子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(確保方策の方向性)

- ・市(子ども未来部窓口<すこやかプラザ>)において、1か所設置します。
- ・子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。

②地域子育て支援拠点事業

〔事業内容〕

- ◎乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ◎通常の支援事業としては、「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て・子育て支援に関する講習」等があります。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (月あたり延べ 利用人数)	8,800人	8,800人	8,800人	8,800人	8,800人
確保方策 (開設か所数)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

(量の見込みの算出方法)

- ・地域子育て支援拠点事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた高いニーズ量が算出されたため、平成23年度以降の利用実績をもとに量の見込みを算出しました。
- ・11か所で地域子育て支援センター（私立6か所、公立5か所）を開設しています。

(確保方策の方向性)

- ・乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。



③妊婦健康診査

〔事業内容〕

- ◎妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	2,370人 28,440回	2,340人 28,080回	2,300人 27,600回	2,270人 27,240回	2,220人 26,640回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所:医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO血液型」、「Rh血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B型肝炎抗原検査」、「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」 ・実施時期:随時実施 				

(量の見込みの算出方法)

- ・妊婦健康診査の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

〔事業内容〕

- ◎生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (対象者数)	2,140人	2,120人	2,080人	2,050人	2,000人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成25年度:23人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。 				

(量の見込みの算出方法)

- ・乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ・家庭訪問員の資質向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行い実施体制や方法について検討していきます。

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

◎児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。

(家事支援、育児に係る相談〈母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等)

◎虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ人数)	280人	280人	280人	280人	280人
確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> 市(子ども保健課)において実施。 養育支援家庭訪問員(平成25年度:10人)、養育支援助産師(平成25年度:5人)が訪問。 1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催します。 				

(量の見込みの算出方法)

・養育支援訪問事業の量の見込みについては、利用実績をもとに量の見込みを算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ・関係機関との更なる連携を図ります。
- ・家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

⑥子育て短期支援事業

【事業内容】

◎保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業*及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業*です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用人数)	98人	98人	98人	98人	98人
確保方策 (延べ利用人数)	98人	98人	98人	98人	98人

用語解説 【ショートステイ事業】
保護者が疾病その他の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等児童養護施設等において一定期間、養育・保護すること。
【トワイライトステイ事業】
児童を養育しているひとり親家庭が、仕事等の事由によって帰宅が夜間になるため児童養護施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うこと。

(量の見込みの算出方法)

・子育て短期支援事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた低いニーズ量が算出されたため、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設等(4施設〈市内2施設〉)に委託して実施します。

⑦ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

◎乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

※**病児・緊急対応強化事業は未実施。未就学児と就学時の区分無し。**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,150人	1,300人	1,400人	1,400人	1,400人
確保方策 (延べ利用人数)	1,150人	1,300人	1,400人	1,400人	1,400人

(量の見込みの算出方法)

・ファミリーサポートセンター事業の量の見込みについては、アンケート調査の結果が利用実績とかけ離れた低いニーズ量が算出されたため、利用実績をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

⑧一時預かり事業

【事業内容】

◎一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◎新制度による一時預かり事業は、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとされます。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
基幹型加算	通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う事業に対する加算。
幼稚園型	現行の預かり保育については一時預かり事業としての扱いになる。(在園児の預かり保育を行う事業)
余裕活用型	認定こども園、保育所、小規模保育等において、利用児童数が定員に達していない場合において定員まで一時預かり事業として受け入れることができるもの。(新たな類型)
訪問型	地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業(新たな類型)

〔量の見込みと確保方策〕

幼稚園在園児		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用人数)	1号認定による利用	53,540人	53,080人	52,230人	51,860人	51,040人
	2号認定による利用	149,790人	148,440人	146,110人	145,500人	143,290人
確保方策 (延べ利用人数)	一時預かり事業	203,330人	201,520人	198,340人	197,360人	194,330人

幼稚園在園児以外		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用人数)	幼稚園在園児以外	10,550人	10,440人	10,310人	10,200人	10,060人
確保方策 (延べ利用人数)	一時預かり事業	10,550人	10,440人	10,310人	10,200人	10,060人

(確保方策の方向性)

- ・新制度において新たに移行される幼稚園型の一時的預かり事業と現行の保育所の一時的預かり事業について、新制度への円滑な移行を進め、供給を確保します。

⑨延長保育事業(時間外保育)

〔事業内容〕

- ◎保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (利用実人数)	4,060人	4,020人	3,970人	3,930人	3,870人
確保方策 (利用実人数)	4,060人	4,020人	3,970人	3,930人	3,870人

(確保方策の方向性)

- ・保育所66園中、56園で1時間以上の延長保育事業(時間外保育)を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

⑩病児保育事業

〔事業内容〕

- ◎児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。
- ◎本事業の類型としては、「病児対応型・病後児対応型」・「体調不良児対応型」・「非施設型(訪問型)」の3類型があります。

〔病児対応型・病後児対応型〕

- ◆地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業

〔体調不良児対応型〕

- ◆保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業

〔非施設型(訪問型)〕

- ◆地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

〔量の見込みと確保方策〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ利用人数)	5,730人	5,670人	5,600人	5,540人	5,460人
確保方策 (延べ利用人数)	14,112人	14,112人	14,112人	14,112人	14,112人

(確保方策の方向性)

- ・児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の病児保育室(5か所)で病児保育事業(病児対応型)を実施しており、今後も継続して実施します。

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

〔事業内容〕

- ◎保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

※低学年(1~3年生)、高学年(4~6年生)の区分無し。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (利用実人数)	2,659人	2,670人	2,698人	2,694人	2,686人
確保方策 (利用実人数)	2,846人	2,846人	2,846人	2,846人	2,846人

(量の見込みの算出方法)

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みについては、市内公立小学校の全小学生を対象とした「放課後児童クラブに関するニーズ調査」をもとに算出しました。

(確保方策の方向性)

- ・市民ニーズに対応するため必要な地域(校区)を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給確保します。
- ・施設の有効活用の観点からも、既存施設や小学校の余裕教室の活用を視野に入れた放課後児童クラブの開設を検討します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行うことから、保護者の就労状況が変わった場合に、児童への環境変化に伴うリスクを軽減できる施設と言えます。

今後、市民ニーズの把握を進め、適切な利用が可能となるよう、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めます。また、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

現在、幼児教育センターで「幼児教育・保育」や「子育て支援」に関する情報収集や調査・研究、情報発信を行っています。子ども・子育て支援新制度へ移行するにあたって、市内の未就学児への幼児教育・保育の質の更なる向上が求められています。

そこで、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策については、幼児教育センターにおいて、幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、保幼小連携に関することや特別支援教育等、適切な研究テーマの企画・立案や、調査方針の調整を行います。

また、佐世保市保育会や私立幼稚園協会等関係団体と連携して、調査・研究の実践を図るとともに、幼児教育・保育施設へ研究結果の情報を発信します。さらに、研修内容や実施方法等を検討し、幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努めます。

一方、特別支援教育の充実を図るための幼稚園教諭、保育士の資質向上も求められていることから、特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関と連携を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携についての基本的考え方については、平成24年度に、市内全ての保育所・幼稚園・認定こども園と小学校等の連携を図るため「保幼小連携接続カリキュラム」を策定し、保幼小の連携事業を実施しているところです。

引き続き、保幼小連携推進会議や関係施設との連携を深めることによって、全市的に保幼小連携を推進し「保幼小連携接続カリキュラム」の活用や改善(PDCA)を進めます。

第6章

計画の推進体制



1 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進にあたって

本計画は、子どもと子育てへの支援策として何が求められているのか、市民ニーズの把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえて作成していますが、子どもや子育てを取り巻く環境は今後も変化することが予想され、求められるニーズもさらに多様化することが想定されます。

そこで、計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCAサイクルの実践)を行い、より実効性のある施策を推進します。

(2) 計画の進捗管理と点検・評価

進捗管理にあたっては、数値目標を設定し、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

なお、評価結果について、ホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

Ⅰ 計画策定の経過等

(1) 佐世保市子ども・子育て会議

佐世保市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(分科会)

第10条 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。
- 3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)
- 2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。
第19条の3の次に次の1条を加える。
第19条の4 市長の附属機関として、佐世保市子ども・子育て会議を置く。
2 佐世保市子ども・子育て会議の組織及び所掌事務については、佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)の定めるところによる。

② 委員名簿

※任期:平成25年7月4日～平成27年7月3日

平成26年6月9日時点

	所属団体等	役職名等	委員名(敬称略)	備考
学識経験者	長崎短期大学	保育学科長	川原ゆかり	分科会長
	長崎国際大学	社会福祉学科長	豊島 律	会長
保育関係	佐世保市保育会	総務委員	廣岡 光義	
	佐世保私立幼稚園協会	会長	内橋 彰	
	長崎県子育て支援協会	会長	仲尾 勝利	
	佐世保市学童保育連絡協議会	会長	中尾 信子	
小学校	佐世保市小学校長会	佐世保市立港小学校長	福本 順子	
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科院長	池田 修三	
主任児童委員	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会(主任児童委員部会)	主任児童委員部会副会長	大石 裕子	副会長・分科会長
子育て支援団体	子育てサークルネットワークさせぼ	顧問	古市 泰子	
	佐世保市連合町内連絡協議会	婦人部副会長	豊村 洋子	
企業関係	佐世保商工会議所	総務委員長	小川 寛	分科会長
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	菊永 昌和	
子育て当事者(保護者など)	佐世保市保育所保護者連絡会	会長	稲田 耕平	
	佐世保私立幼稚園PTA連合会	会長	田端 節子	
	佐世保市公立幼稚園保護者会連絡協議会	会長	安堂絵理奈	平成26年6月9日～
	佐世保市PTA連合会	理事	坂本 歩美	
市民公募	—	公募委員	松尾 紀子	
	—	公募委員	糸永真利子	
行政	保健福祉部	理事(福祉事務所長)	帯田 浩孝	
	農水商工部	次長(産業振興課長)	長嶋 大樹	平成26年6月9日～
	教育委員会	次長(学校教育課長)	百津 真人	

(2) 審議経過等

●子ども・子育て会議(全体会)

- ・第1回:平成25年7月4日(木)
委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問、子ども・子育て支援事業計画の概要について
- ・第2回:平成25年8月20日(火)
次世代育成支援佐世保市行動計画の進捗状況について、ニーズ調査について
- ・第3回:平成25年9月25日(水)
ニーズ調査について
- ・第4回:平成26年1月24日(金)
ニーズ調査等の結果(速報)について、今後のスケジュールについて(分科会設置など)
- ・第5回:平成26年10月7日(火)
新させぼっ子未来プラン(仮称)について
- ・第6回:平成27年2月3日(火)
新させぼっ子未来プラン(仮称)について

●子ども・子育て会議(分科会)

○施設型給付関係分科会(分科会A)

- ・第1回:平成26年4月14日(月)
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回:平成26年6月9日(月)
児童数の推移と将来人口の推計について、特定教育・保育施設について
- ・第3回:平成26年7月28日(月)
特定教育・保育施設等について
- ・第4回:平成26年8月28日(木)
特定教育・保育等に係る「量の見込」と「供給確保方策」について
新させぼっ子未来プラン(仮称)について

○児童健全育成関係分科会(分科会B)

- ・第1回:平成26年4月22日(火)
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回:平成26年6月6日(金)
児童数の推移と将来人口の推計について、児童クラブについて
放課後子どもプランの現況について
- ・第3回:平成26年7月25日(金)
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)について
- ・第4回:平成26年9月1日(月)
放課後児童クラブに係る「量の見込」と「供給計画」について
新させぼっ子未来プラン(仮称)について

○地域子ども・子育て支援事業関係分科会(分科会C)

- ・第1回:平成26年4月15日(火)
分科会長・副分科会長選出、子ども・子育て支援事業計画について(骨子(案)など)
- ・第2回:平成26年7月31日(木)
児童数の推移と将来人口の推計について、グループインタビューについて
佐世保市における子ども・子育て支援の基本的方向性について
- ・第3回:平成26年9月2日(火)
新させぼっ子未来プラン(仮称)について

(3) 佐世保市子ども・子育て支援事業計画の策定に関して(諮問・答申)

佐世保市子ども・子育て会議会長 様

25子政第46号
平成25年7月4日

佐世保市長 朝長 則男

佐世保市子ども・子育て支援事業計画の策定に関して(諮問)

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」の策定に関して、貴「子ども・子育て会議」の意見を求めます。

なお、本計画は、第6次佐世保市総合計画(後期基本計画)の「めざす姿」である、子どもを安心して産み、楽しく育て子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進するものです。

以上
(子ども政策課)

平成27年2月10日

佐世保市長 朝長 則男 様

佐世保市子ども・子育て会議
会長 豊島 律

佐世保市子ども・子育て支援事業計画の策定に関して(答申)

平成25年7月4日付け25子政第46号において諮問された子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」の策定に関して、「新させぼっ子未来プラン(案)」を了といたします。

今後、計画の基本理念である「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくり」を実現に向け、着実な計画の推進が行われるよう要望いたします。

以上

2 その他

(1) 計画目標一覧

① 次世代育成支援行動計画関係

指 標	現状25年度	平成31年度
4か月児健康診査の受診率	98.8%	100%
虐待相談対応改善率	54.9%	50%以上
乳幼児健康診査受診率	95.2%	97%
乳児家庭全戸訪問実施率	92.2%	100%
子ども子育て応援センター相談対応率	100%	100%
子育てサポーター活動人数	40人	50人
子ども発達センターにおける関係機関とのネットワーク会議実施回数	34回	34回
特別支援教育対象者のうち子ども発達センター利用者の占める割合	82.4%	100%
障がい児保育実施可能施設数	74か所	85か所
地域子育て支援センターの延べ利用人数	125,747人	150,000人
ファミリーサポートセンター会員登録数	1,617人	3,000人
子育て講演会・イベント等の参加者満足度	98.8%	100%
子育て支援の実施か所数(地域子育て支援センター・認定こども園)	29か所	50か所
児童センター等のあり方検討会の開催回数	0回	6回
離乳食講座の開催回数	10回	10回
ファミリーサポートセンター交流会の開催回数	5回	12回
子育て支援サークル関係講座の開催回数	11回	12回
保育所待機児童数(4月1日現在)	0人	0人
放課後児童クラブ設置数(うち一体型の設置数)	46か所 (14か所)	73か所 (17か所)
施設型給付、地域型保育給付の実施施設数	27年度新規	100か所
午後7時までの延長保育実施か所数	57か所	68か所
一時預かり事業実施か所数	80か所	80か所
病児保育室実施か所数	4か所	5か所
放課後児童クラブ研修会の開催回数/参加者数	3回 275人	3回 360人
父親向け育児講演会等の参加者満足度	98.5%	100%
幼稚園の就園率	98.7%	100%
幼児教育・保育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	97.2%	100%

指 標	現状25年度	平成31年度
幼児教育・保育全般に関する調査研究成果の公表	0回	1回
幼稚園教諭・保育士・保育教諭研修の開催回数/参加者数	11回 609人	11回 700人
保幼小連携講座の開催回数/参加者数	63回 1,070人	63回 1,100人
特別支援教育講座等の実施回数/参加者数	1回 77人	3回 180人

② 子ども・子育て支援事業計画関係

指 標	現状25年度	平成31年度
妊婦健康診査(受診人数/延べ受診回数)	2,312人 27,450回	2,220人 26,640回
乳児家庭全戸訪問事業(対象者数)	2,259人	2,000人
養育支援訪問事業(延べ人数)	227人	280人
子育て短期支援事業(延べ利用人数)	90人	98人
地域子育て支援拠点事業(月あたり延べ利用人数)	8,759人	8,800人
ファミリーサポートセンター事業(延べ利用人数)	660人	1,400人
一時預かり事業(延べ利用人数)	205,021人	204,390人
延長保育事業(時間外保育)(利用実人数)	3,622人	3,870人
病児保育事業(延べ利用人数)	2,672人	5,460人
放課後児童クラブ利用実人数	1,873人	2,686人
利用者支援事業(設置か所数)	0か所	1か所



(2)子ども育成条例

佐世保市子ども育成条例

子どもは、多様な個性を持ち、様々な環境の下で日々成長しています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、個性や他者との違いが認められ、差別、暴力その他の人権侵害から守られるなど、その尊厳と権利が尊重されます。

また、子どもは、社会のルールを守り、他の人の人権を尊重することなどを学ぶとともに、社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たしていくことも求められます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族(保護者)であり、家庭は、子どもの育成に大きな責任を負っています。

一方、子どもは、保護者だけでなく社会の大人の姿・行動を見ながら成長することを考えたとき、すべての大人は、子どもの成長に影響を与えていることを認識することが必要です。

次代を担う子どもの育成のためには何が必要なのか、すべての大人が考えながら、それぞれの立場で子どもを保護し、教え、導き、また時には厳しさを持つて接するとともに、子どもを信頼し、子どもの声を聞き、社会活動への参加を進めるなど、子どもが自ら成長していくよう支援していくことが大切です。

佐世保市は、子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、すべての大人(市民)と力を合わせ、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、次代を担う子どもの育成について、その基本理念、大人の役割、基本的な施策等を明らかにすることにより、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この条例において子どもとは、おおむね15歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次の基本理念により行われるものとする。

- (1) 子どもが一人の人格として尊重されるとともに、子どもの最善の利益が考えられること。
- (2) 子どもが優しさやたくましさを身に付け、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にす心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

(市民の役割)

第4条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの育成に積極的にかかわるよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの人格形成や行動に大きな責任を負うことを自覚し、子どもが基本的な生活習慣や社会的なルールを身に付けることができるよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 保育所、幼稚園、学校(以下「学校等」という。)は、子どもの多様な能力や可能性を伸ばし、豊かな人間性、基礎的な社会性を育成するなど、教育に重要な使命があることを自覚するとともに、保護者や地域との連携を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの心身の健康と安全を確保するための体制整備に努めるものとする。

(地域等の役割)

第7条 町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、特定非営利活動法人など(以下「地域等」という。)は、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪を広げるよう努めるものとする。

(企業等の役割)

第8条 企業等は、企業等で働く保護者が、子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するよう努めるとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責任と役割)

第9条 市は、家庭、学校等、地域等、企業等の子どもを育てる営みの調整役として相互の連携を図るとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを育てるために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に、市民の意見を反映させるよう努めるとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組みを行うものとする。

(子どもの健康の保持増進と環境整備)

第10条 市は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、教育関係施設の整備を行うなど、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境づくりに努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第11条 市は、子どもの育成に関する保護者の学習の機会、意見交換や相談の場の提供に努めるものとする。

2 市は、子ども自身からの相談及び子どもの育成に関する総合的な相談に対応できる体制の充実に努めるものとする。

3 市は、関係機関及び地域等との連携を進め、社会全体で子どもを見守り、支援し、擁護し、救済する体制の充実に努めるものとする。

(虐待の防止)

第12条 市は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、関係機関及び地域等との連携を図るなど、虐待防止のための体制の充実に努めるものとする。

(子育て支援)

第13条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、関係機関と協力し、支援体制の充実に努めるものとする。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行うものとする。

(活動への支援)

第14条 市は、子どもの自主的な企画・運営によるスポーツ、文化等に関する活動への支援、活動場所の提供などに努めるものとする。

2 市は、子どもの豊かな感性を育てるための活動など、子どもの育成に関する市民活動の奨励、支援に努めるものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第15条 市は、子どもの社会参加意欲と、意見を表明する能力の向上のため、子どもの学習の機会や、子どもから意見を聞く機会を設けるなど、子どもの思いや考え方を市政等に反映するための取組みを行うものとする。

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第16条 この条例の施行に当たっては、おおむね15歳以上18歳未満の者についても、自立性を尊重しながら、大人としての必要な資質がさらに育まれるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3)用語解説

用語	解説
インクルーシブ(統合)教育	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級」において行うこと。
SIDS	乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)。それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。
OECD	「Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構」の略
親子教室	1歳6か月児・3歳児健診後発達に不安がある子どもさんと母親を対象に遊びをとおして発達を促す教室。
基礎自治体	国の行政区画の中で最小の単位(市・町・村)で、首長や地方議会などの自治制度があるもの。
虐待グレーゾーン	子に否定的、育児に不安を持つなど、不適切な養育状況のこと。
現物給付方式	医療機関受診時に窓口で受給者証と保険証を提示すると、一定の自己負担額(一日上限800円、ひと月上限1,600円)で診療が受けられる制度。
合計特殊出生率	15歳~49歳までの1人の女性が生涯に産む平均の子どもの数。
子ども・子育て関連3法	①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 これらの法律は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すもの。
私学助成	私立学校における教育の充実・向上及び保護者の負担軽減、私立学校の経営の健全化を目的とする助成。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を公共的団体等だけでなく、民間事業者にも管理運営を委ねられる制度であり、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を行うことを目的とすること。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行う施設。
児童センター	乳幼児及び主に小学生を対象(ただし、乳幼児については、保護者同伴)とし、育成室・図書室・遊戯室を設け、いろいろな遊具を備え、児童が自由に遊び楽しく過ごせる場所。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。
ショートステイ事業	保護者が疾病その他の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等児童養護施設等において一定期間、養育・保護すること。
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話が聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。
児童委員・主任児童委員	子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。主任児童委員は児童委員の中で児童に関することを専門的に担当する者。
ティームティーチング	複数の教師が一つの学級や学年の指導を共同して行う授業形態。
出前保育	保育士等が各施設から出向いて手遊びや読み聞かせなどを行うこと。
特定不妊治療	不妊に悩む方に対し行う高度な不妊治療(体外受精・顕微授精)。
特別支援教育	特別な教育的支援を必要とする子どもに対しての教育。
トワイライトステイ事業	児童を養育しているひとり親家庭が、仕事等の事由によって帰宅が夜間になるため児童養護施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うこと。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。
認可外保育施設	園庭の広さなどさまざまな設置基準の関係で、県の保育所認可を受けていない保育施設。県の立入調査により認可外保育施設指導監督基準に全て適合していると確認された保育施設
ネットワーク会議	「子ども発達センター運営協議会(関係者連絡会含む)」、「幼児教育連絡会」、「地域教育支援連絡会」、「子どものリハビリ連絡会(療育ネットワーク会議含む)」、「すぎのこ連絡会」、「佐世保市子育て支援担当者連絡会」を総称したもの。
PDCA	P (Plan:計画) ⇒ D (Do:実行) ⇒ C (Check:評価) ⇒ A (Action:改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
ファミリーサポートセンター	支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行い、他の保育サービスでは対応できない一時的な保育ニーズへの対応を図るもの。
プレイリーダー	子どもが自由に遊ぶこと、やってみたいと思うことを引き出す大人のこと。子どもの遊び心を刺激するための環境づくりやけがなど緊急時の対応等も行う。
保育所持機児童数	保護者が保育の利用申請をしているが、施設の受け入れ態勢などの理由で利用できない状態により、入所を待っている児童の数。
保育標準時間・短時間	保育の必要な事由や必要量に応じて利用時間が区分されるもの。標準時間は最大11時間の利用、短時間は最大8時間の利用。
保育コンシェルジュ	保育サービスに関する専門相談員の総称。保育を希望する保護者の相談に応じ、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、一時預かり事業、ファミリーサポートセンターなどの保育資源・保育サービスについて情報提供を行い、利用者の支援を行う者。
放課後児童クラブ	昼間、保護者のいない家庭の小学生に遊びと生活の場を提供することで、育児と就労を支援し、児童の健全育成の向上を図るもの。
法定受託事務	地方自治体が処理する事務のうち、国または都道府県が法令によって自治体に委託する事務。
冒険遊び場(プレイパーク)	子どもが自分の責任で自由に遊ぶことをモットーとして設置された「遊び場」のこと。
保幼小連携接続カリキュラム	幼児期の保育・教育から小学校での「生活」と「学び」への滑らかな接続を考えたカリキュラム。平成24年12月作成。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じるなど必要な援助を行い社会福祉の増進に努める者。児童委員を兼ねる。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として児童福祉法に位置づけられた機関。
幼児ことばの教室	話し言葉に課題のある幼児に対し、その改善を図ることによって、生活面への適応を図り、心身の健やかな成長を促す通級学級。
幼児教育センター	佐世保市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等に資することを目的とした施設。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるように仕事と生活の双方の調和を図ること。

新させぼっ子未来プラン

～子育てしやすい街 させぼをめざして～

[次世代育成支援佐世保市行動計画]

[佐世保市子ども・子育て支援事業計画]

平成27年3月

佐世保市子ども未来部子ども政策課